

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
新変額個人年金保険VI型	マニユドリーム

一定期間特別勘定で運用し、その運用実績によって定まる積立金額を年金原資として、年金をお支払いする一時払の変額個人年金保険です。

■ 特徴

POINT 1

ふやす楽しみ

- 6つの特別勘定（株式、債券、不動産投資信託等）から選択し運用できます。1%単位で組み合わせることができます。
 - 運用期間中、投資環境等に応じてスイッチング（積立金の移転）ができます。
 - 運用期間中に積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ、積立金から死亡保障に必要な費用（以下、死亡保障費といいます）を控除します。積立金額が基本保険金額以上の場合、積立金から死亡保障費を控除しないため、費用による運用成果への影響を軽減することができます。
- ※積立金から保険関係費の全額を控除できない場合、所定の期間内に追加の保険料のお払い込みがないときに、ご契約は消滅します。

POINT 2

しっかりみまもる

- 契約時に次のいずれかの目標値を選択いただき、目標額を設定します。
目標値 120%・130%・140%・150%
目標額 = 基本保険金額（一時払保険料）× 目標値
 - 契約日の1年経過後から年金支払開始日の前々日まで、目標額への到達を毎日判定します。解約返戻金額が目標額に到達した場合、自動的に据置期間付確定年金へ移行します。
 - 積立金額が、あらかじめ設定された積立金自動移転基準額*以下になった場合、自動的に積立金の全額を特別勘定[マネー型(A)]に移転します。
* 契約時は基本保険金額の80%です。
- ※契約日から1年以内および年金支払開始日前日は、解約返戻金額が目標額に到達しても据置期間付円建年金へ移行しません。
- ※積立金の自動移転によりマネー型の特別勘定へ積立金が全額移転した後も保険関係費および運用関係費を控除するため、多くの場合、積立金額は減少します。

POINT 3

のこす安心

- 運用期間中に被保険者が死亡した場合の死亡給付金額は、基本保険金額または死亡日の積立金額のいずれか大きい金額をお支払いします。

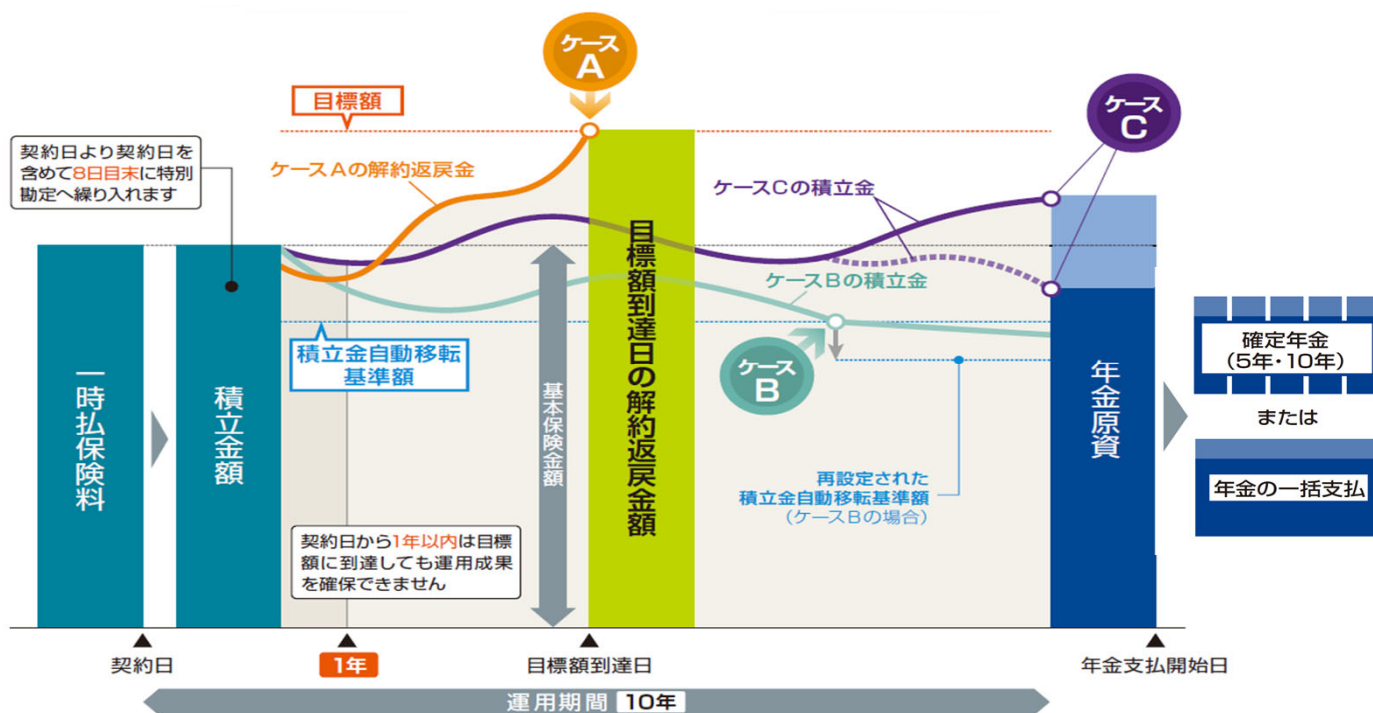


この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、元本割れすることがあります。

年金原資に最低保証はありませんので、払込保険料の合計額を下回ることがあります。

■ イメージ図



※上図の運用期間は、契約日から年金支払開始日前日までの期間をいいます。

※将来の積立金額等を保証するものではありません。なお、死亡給付金およびケースA・Bの年金原資の表示は省略しています。

※年金原資および解約返戻金額には最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては、年金原資や解約返戻金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。



ケースA 解約返戻金額が目標額に到達した場合

- ➔運用成果を確保（特別勘定から一般勘定へ自動移行）します。
- ※契約日の1年経過後から年金支払開始日の前々日までに到達した場合です。



ケースB 積立金額が積立金自動移転基準額に到達した場合

- ➔積立金自動移転基準額以下となった日の積立金額を、特別勘定[マネー型(A)]に自動的に移転します。
- ※移転後、新たな積立金自動移転基準額が自動的に再設定されます。
- ※移転後も他の特別勘定にスイッチングすることができます。



ケースC 目標額または積立金自動移転基準額に到達することなく運用期間が満了した場合

- ➔年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、年金をお支払いします。
- 確定年金（5年・10年）または年金の一括支払をご選択いただけます。

■ 保険期間

運用期間	10年	※特別勘定運用継続特約を付加した場合、15年となります。 ※据置期間付確定年金に移行した場合、10年（特別勘定運用継続特約を付加した場合、15年）よりも短くなることがあります。
------	-----	---

■ 年金の種類

名称	内容	支払金額	受取人
確定年金	年金支払期間は5年または10年です。被保険者が毎年の年金支払日に生存しているときにお支払いします。	年金額	年金受取人
	年金支払開始日以後に、年金の一括支払を請求できます。年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価	

●年金額は、年金原資*と年金支払開始日におけるマニライフ生命の定める基礎率（予定利率等）により計算します。したがって、年金額は年金支払開始日まで確定しません。

*据置期間付確定年金に移行した場合、年金支払開始日前日の移行後の積立金額となります。据置期間付確定年金に移行しなかった場合、年金支払開始日前日の各特別勘定の積立金の合計額となります。

※マニライフ生命の定める基礎率（予定利率等）は、経済情勢の変化などの理由により、将来変更する可能性があります。

※年金額が5万円未満となる場合、年金のお支払いは行わず、年金支払開始日前日の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。

また、マニライフ生命の定める個人年金保険契約を通算し、同一被保険者について、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニライフ生命の定める基礎率（予定利率等）により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

※年金受取人が被保険者の場合、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合などに、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

※契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金受取人が年金支払開始日以後に亡くなった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。

■ 保障内容

●年金支払開始日前

名称	支払金額	支払事由	受取人
死亡給付金	被保険者が死亡した日の各特別勘定の積立金の合計額または基本保険金額のいずれか大きい額	年金支払開始日前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金受取人

※据置期間付確定年金に移行した場合、移行後の据置期間中に被保険者が死亡したときの死亡給付金額は、死亡日における移行後の積立金額となります。

※積立金から保険関係費の全額を控除できない場合で、マニライフ生命が定める期日までに追加の保険料のお払い込みがないまま被保険者が死亡したときは、未控除の保険関係費を死亡給付金額から差し引きます。

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

●年金支払開始日以後

名称	支払金額	支払事由	受取人
死亡一時金	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価	年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前日に被保険者が死亡したとき	年金受取人*

*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定しているときは後継年金受取人)にお支払いします。

※死亡一時金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■ 契約後の取扱い

特別勘定	「特別勘定のしおり」や「マニユライフ生命ホームページ」をご参照ください。		
解約・一部解約	可能	積立金の移転 (スイッチング)	<ul style="list-style-type: none"> ● 選択している特別勘定の積立金を、別の特別勘定へ移転することができます。 ● 特別勘定の積立金1万円以上、1円または1%単位 ● 1保険年度、12回まで無料 13回以上は1回あたり2,500円* * 1回のスイッチングで複数の特別勘定の積立金を移転する場合、スイッチング手数料を移転元のそれぞれの積立金額で按分して差し引きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約・一部解約することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。 ● ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。 ● 解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。 <p>※解約返戻金に最低保証はありません。</p> <p>※解約返戻金額は、解約計算基準日の各特別勘定の積立金の合計額から所定の解約控除額を差し引いた金額となります。</p> <p>※契約日から10年以内の解約・一部解約には、解約控除がかかります。</p> <p>※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合、再設定日から5年以内の解約・一部解約には、解約控除がかかります。</p> <p>※解約した場合、ご契約は消滅します。</p>		目標値の変更
		基本保険金額の増額	取扱いできません
	契約者配当金	ありません	契約者貸付

■ 付加できる特約

据置期間付確定年金移行特約 ※契約時に付加されています。	解約返戻金額が、あらかじめ設定した目標額に到達した場合に、据置期間付確定年金へ自動的に移行する特約です。契約後にこの特約のみを解約することはできません。
積立金自動移転特約 ※契約時に付加されています。	各特別勘定の積立金の合計額が、あらかじめ設定した積立金の移転を行う際の基準となる金額（積立金自動移転基準額）以下となった場合、各特別勘定の積立金の合計額全額を特別勘定 [マネー型(A)] に自動的に移転する特約です。その際、積立金自動移転基準値が改められ、積立金自動移転基準額が再設定されます。
特別勘定運用継続特約	<p>年金支払開始日を5年繰り下げて再設定し、再設定日(再設定前の年金支払開始日)から再設定後の年金支払開始日前日までの期間中、特別勘定による運用を継続する特約です。</p> <p>契約者からのお申し出により、年金支払開始日の前日に付加することができます。</p> <p>◆ 次のいずれかに該当する場合は、「特別勘定運用継続特約」を付加することはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①再設定日において、基本保険金額が200万円未満の場合 ②すでにこの特約を付加している場合 ③据置期間付確定年金に移行している場合

この保険のリスクと費用

■ 株価や債券価格の下落などによる損失のおそれがあります。

- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、下記の金額が「払込保険料の合計額」を下回ることがあります。

積立金額

年金原資

解約返戻金額

※積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

■ 次の費用をご負担いただきます。

① 保険関係費

- 特別勘定での運用期間中に以下をご負担いただきます。

1. 「保険契約の締結、維持に必要な費用」
基本保険金額に対して年率1.98%を適用します。

※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合、再設定日以後は、基本保険金額に対して年率1.50%を適用します。

2. 「死亡保障に必要な費用」

※「基本保険金額から各特別勘定の積立金の合計額を差し引いた金額」に対して、「被保険者の年齢・性別によって定まる率」などによって計算するため、一律には記載できません。

② 運用関係費

- 特別勘定の運用にかかる費用です。
- 特別勘定の投資対象に応じて、次の費用を毎日積立金から控除します。
 - ・投資信託の純資産総額に対しての信託報酬
- 上記の信託報酬以外に、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用などがかかります。これらの費用は、一部（「バランス（配分変更型）」の主な投資対象となる投資信託の監査費用など一部の費用【投資信託の純資産総額に対して年率0.10%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額】）を除き、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。

③ 解約、一部解約時の費用（解約控除）

- 解約、一部解約時に、契約日からの経過年数に応じて各特別勘定の積立金の合計額から8.0%~0.9%を控除します。
 - ※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合、再設定日以後にご契約を解約、一部解約した場合、再設定日からの経過年数に応じて2.5%~0.5%を控除します。

④ 積立金の移転の費用（スイッチング手数料）

- スwitchングを行った際に、移転元の特別勘定の積立金から控除します。
 - ※1保険年度において、12回まではスイッチング手数料はかかりません。13回目から1回のスイッチングにつき2,500円を控除します。
 - ※「積立金自動移転特約」による積立金の自動移転は、スイッチングの回数に含みません。

⑤ 年金支払期間中の費用（年金管理費）

- 年金支払日に責任準備金額に0.4%を乗じた金額を責任準備金から控除します。

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

■ 契約後の情報提供など

- 「四半期運用実績のお知らせ」 ご契約内容について、年4回お知らせします。

<保険契約全体について>

- | | | |
|----------|-----------|----|
| ・ 保険証券番号 | ・ 死亡給付金額 | |
| ・ 契約者名 | ・ 解約返戻金額 | |
| ・ 被保険者名 | ・ 積立金異動履歴 | |
| ・ 年金の種類 | ・ 目標額 | など |

<特別勘定について>

- | | | |
|--------|---------|------------|
| ・ 積立金額 | ・ ユニット数 | ・ ユニットプライス |
|--------|---------|------------|

- 「クォーターパフォーマンス レポート」 特別勘定の運用概況について、年4回お知らせします。

- | | | |
|---------------|-----------------------|----|
| ・ ユニットプライスの推移 | ・ 特別勘定が投資する投資信託に関する情報 | など |
|---------------|-----------------------|----|

- 「（特別勘定）決算のお知らせ」 特別勘定の決算内容について、事業年度末の情報を決算確定後にお知らせします。

- | | | |
|--------------|--------------|----|
| ・ 各特別勘定資産の内訳 | ・ 各特別勘定の運用実績 | など |
|--------------|--------------|----|

- 「マニライフ生命マイページ」では、パソコンやスマートフォンなどを利用して、下記サービスをオンラインでご利用いただけます。

- | | | |
|------------------|------------------------|----|
| ・ 保障内容（給付金額等）の確認 | ・ 生命保険料控除証明書の再発行 | |
| ・ 積立金/解約返戻金などの照会 | ・ 保険証券の再発行 | |
| ・ マニライフ生命からのお知らせ | ・ 住所・電話番号の変更 | |
| ・ お問い合わせフォーム | ・ お手続き書類の取り寄せ（改姓、名義変更） | |
| ・ 一時払の投資型商品の解約 | | など |

※2023年9月時点のサービス内容となります。

● お問い合わせ先



お電話で

マニライフ生命変額年金カスタマーセンター

0120-925-008 受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求
- スwitchingのお申し出 など



インターネットで

マニライフ生命のホームページ

WWW.manulife.co.jp

- ユニットプライスのご確認
- 「クォーターパフォーマンス レポート」のご確認 など

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり／約款

特別勘定のしおり

募集代理店

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社



変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp